

## 第6章 計画の推進

### 〔1〕実施状況の点検・評価及び推進

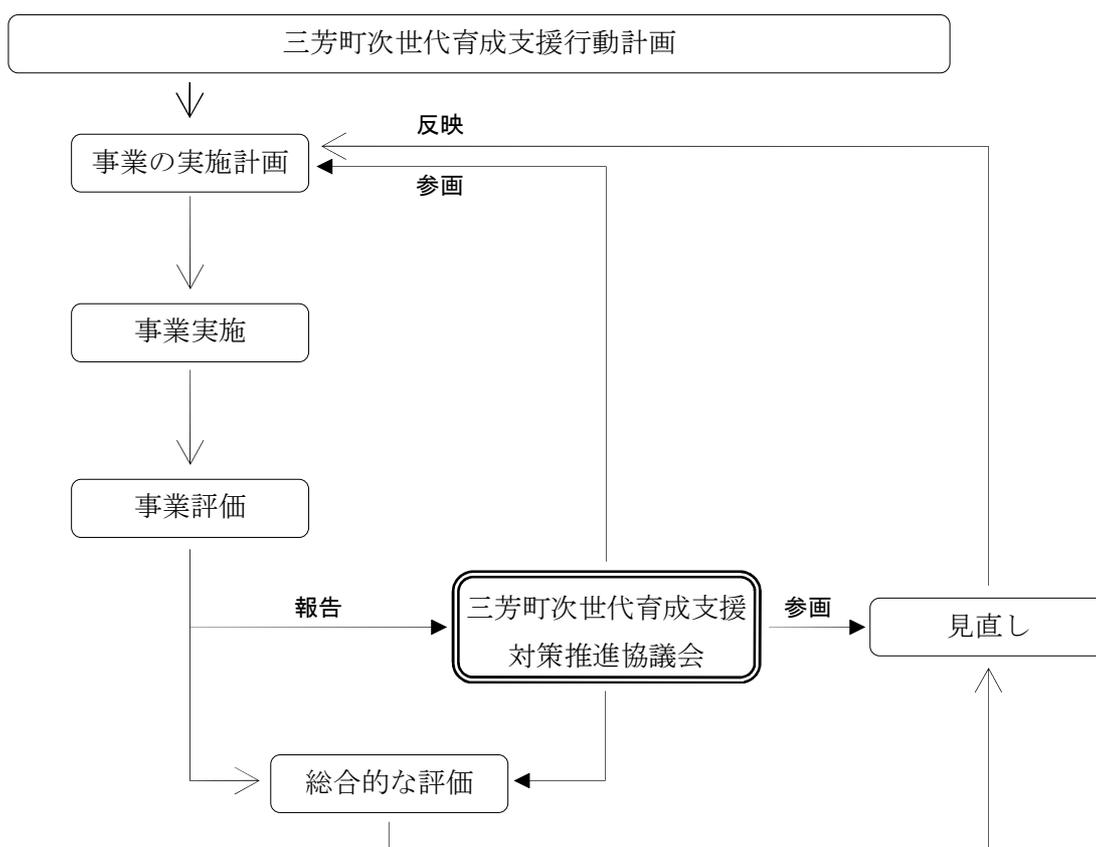
#### ①事業の実施状況の把握と内部評価

計画を着実に推進するために、担当課で、年度ごとに事業の実施状況の把握と内部評価を行い、こども支援課で取りまとめます。

#### ②次世代育成支援対策地域協議会

庁外関係者による計画推進機関である「次世代育成支援対策地域協議会」を行います。ここで、前年度の事業の実施状況や内部評価についての報告と、総合的な点検・評価を行います。

「次世代育成支援対策地域協議会」で出された意見を担当課にフィードバックし、事業の実施に役立てます。



## 〔2〕関係機関との連携

### ①地域住民との連携

町内の子どもや親と子育てを支援する地域住民を結び、町全体で子育てを支える環境を充実するために、子育て支援団体等の活動を支援するほか、町の事業にも参加を呼びかけ、協働で活動を行います。

### ②庁内外の関係機関との連携

児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野にまたがる次世代育成支援対策を効果的に進めるために、庁内の関係各課や庁外の関係機関と情報を共有し、横断的・継続的に取り組みをすすめます。

### ③地域の企業との連携

仕事と生活の調和の実現には、働き方の見直しや子育てを応援する企業の取り組みが必要です。地域の企業の協力を得られるよう、情報提供や企業内の子育て支援制度充実に向けた働きかけを行い、子育てを支援する輪を広げます。

# 資 料

## 1. 計画策定の経過

年 月 日	会 議 名	内 容												
平成21年2月4日 ～2月23日	「三芳町子育てに関するアンケート調査」実施	〔調査方法〕 郵送によるアンケート調査  〔調査概要〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査名</th> <th>対象数</th> <th>回収数</th> <th>回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①就学前児童調査</td> <td>1,000</td> <td>629</td> <td>62.9%</td> </tr> <tr> <td>②小学校児童調査</td> <td>1,000</td> <td>606</td> <td>60.6%</td> </tr> </tbody> </table>	調査名	対象数	回収数	回収率	①就学前児童調査	1,000	629	62.9%	②小学校児童調査	1,000	606	60.6%
調査名	対象数	回収数	回収率											
①就学前児童調査	1,000	629	62.9%											
②小学校児童調査	1,000	606	60.6%											
平成21年7月9日	第1回三芳町次世代育成支援行動計画策定委員会	1. 委員委嘱 2. 次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本的な考え方・方針説明 3. アンケート結果概要報告 4. 計画見直しのポイント												
平成21年7月24日	第1回庁内次世代育成関係課・所・館説明会	三芳町次世代育成行動計画の見直しのための事業実施状況調査等について												
平成21年10月8日	第2回三芳町次世代育成支援行動計画策定委員会	1. 計画骨子案について 2. 平成20年度事業実施内容について 3. 施策の現状と課題について												
平成21年11月26日	第3回三芳町次世代育成支援行動計画策定委員会	1. 次世代育成支援行動計画（後期計画）特定事業の目標事業量の検討 2. 母子保健関連事業に関する目標事業量の検討 3. 計画案第5章施策の方向と事業内容～策定委員意見の報告												
平成21年12月18日	第2回庁内次世代育成関係課・所・館説明会	三芳町次世代育成行動計画素案について												

年 月 日	会 議 名	内 容
平成22年1月20日 ～2月19日	パブリックコメント実施	〔公表方法〕 三芳町役場こども家庭課、情報資料室での 閲覧、町ホームページへ掲出 〔意見提出の方法〕 電子メール、郵便、ファックス、直接持参 〔提出意見〕 2件
平成22年2月4日	第4回三芳町次世代育成 支援行動計画策定委員会	1. 進捗状況について 2. 策定委員の意見について 3. 計画案の調整について
平成22年3月1日	第5回三芳町次世代育成 支援行動計画策定委員会	1. 次世代育成支援行動計画（後期計画）の 最終確認 2. 次世代育成支援行動計画（後期計画）の 答申

## 2. 三芳町次世代育成支援行動計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	備考
1号(三芳町議会議員)	板垣 清	委員長
//	山口 正史	
2号(識見を有する者)	坂西 茂実	副委員長
//	田村 州子	
//	天沼佐智代	
3号(住民代表)	園田 弘子	
//	原子 美春	
4号(医師)	橋本 和也	
5号(社会福祉施設長)	関 光弘	
//	小山 邦子	
//	原 聖子	
6号(社会福祉協議会事務局長)	浅海伊佐男	
7号(企業代表)	矢島 博之	

### 3. 三芳町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三芳町次世代育成支援行動計画策定委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づき、三芳町次世代育成支援行動計画（以下「計画」という。）の策定するため、三芳町次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による住民代表
- (4) 医師
- (5) 社会福祉施設長
- (6) 社会福祉協議会事務局長
- (7) 企業代表

3 委員会の委員の任期は、計画の策定をもって満了する。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、こども家庭課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 22 年 4 月より機構改革に伴い、課名が変更となります。  
この計画書では、平成 22 年度からの事業等を掲載しているため、新しい課名の表記としています。

## 三芳町次世代育成支援行動計画（後期計画）

平成 22 年 3 月

編集・発行 三芳町こども支援課

〒354-8555

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1

TEL 049-258-0019（代）